

2011年(平成23年)12月27日 火曜日

Q 会社を経営しています。従業員には休日労働してもらい、代わりに勤務日に休んでもらうことがあるのですが、振り替え休日と代休というものがあ、法的には意味合いが違っていることを聞きました。どのように違っているのでしょうか。

### 振り替え休日と代休、違いは



す。週休2日制の会社で、割増賃金に影響が生じ社については、2日の法定休日に労働休みのうち1日は労基法上の休日(法定休日)、もう1日は労基法上の休日ではない休日(法定外休日)になります。法定休日か法定外休日かによって、主に休日労働をさせた場合の

## 割増賃金に影響

す。振り替え休日は、あらかじめ決められた法定休日を他の日に振り替えることができる制度です。これにより法定休日を振り替えたことで、割増賃金の支払い義務が生じるので、注意する必要があります。休日労働にはならず、割増賃金の支払い義務が生じません。振り替え休日の要件は①事前に労働者と話し合えること、②労働協約、就業規則の規定がないこと、③労働協約、就業規則の規定がないこと、④労働協約、就業規則の規定がないこと、⑤労働協約、就業規則の規定がないこと、⑥労働協約、就業規則の規定がないこと、⑦労働協約、就業規則の規定がないこと、⑧労働協約、就業規則の規定がないこと、⑨労働協約、就業規則の規定がないこと、⑩労働協約、就業規則の規定がないこと、⑪労働協約、就業規則の規定がないこと、⑫労働協約、就業規則の規定がないこと、⑬労働協約、就業規則の規定がないこと、⑭労働協約、就業規則の規定がないこと、⑮労働協約、就業規則の規定がないこと、⑯労働協約、就業規則の規定がないこと、⑰労働協約、就業規則の規定がないこと、⑱労働協約、就業規則の規定がないこと、⑲労働協約、就業規則の規定がないこと、⑳労働協約、就業規則の規定がないこと、㉑労働協約、就業規則の規定がないこと、㉒労働協約、就業規則の規定がないこと、㉓労働協約、就業規則の規定がないこと、㉔労働協約、就業規則の規定がないこと、㉕労働協約、就業規則の規定がないこと、㉖労働協約、就業規則の規定がないこと、㉗労働協約、就業規則の規定がないこと、㉘労働協約、就業規則の規定がないこと、㉙労働協約、就業規則の規定がないこと、㉚労働協約、就業規則の規定がないこと、㉛労働協約、就業規則の規定がないこと、㉜労働協約、就業規則の規定がないこと、㉝労働協約、就業規則の規定がないこと、㉞労働協約、就業規則の規定がないこと、㉟労働協約、就業規則の規定がないこと、㊱労働協約、就業規則の規定がないこと、㊲労働協約、就業規則の規定がないこと、㊳労働協約、就業規則の規定がないこと、㊴労働協約、就業規則の規定がないこと、㊵労働協約、就業規則の規定がないこと、㊶労働協約、就業規則の規定がないこと、㊷労働協約、就業規則の規定がないこと、㊸労働協約、就業規則の規定がないこと、㊹労働協約、就業規則の規定がないこと、㊺労働協約、就業規則の規定がないこと、㊻労働協約、就業規則の規定がないこと、㊼労働協約、就業規則の規定がないこと、㊽労働協約、就業規則の規定がないこと、㊾労働協約、就業規則の規定がないこと、㊿労働協約、就業規則の規定がないこと、

(弁護士 松田健太)